

令和4年度事業計画

第1 総論

司法書士制度は、令和4年8月3日に150周年を迎える。司法書士制度150周年という大きな節目に際して、歴史の重みを感じ、私たち司法書士一人ひとりが司法書士制度を未来につないでいく立場にあるということをあらためて認識する必要がある。

司法書士制度を未来につなげるためには、司法書士制度の意義について広く情報発信することに加え、社会の変化に応じた質の高い執務能力を備えるべく司法書士一人ひとりが常に研鑽を積むこと、司法書士としての使命・職責を深く自覚しその社会的責務をこれまで以上に遂行していくことが求められる。

本年度では次の重点課題に取り組む。

1. デジタル社会へのさらなる対応

新型コロナウイルス感染症対策として急速かつ急激に進められた社会のデジタル化は今後も止まることはなく、これに着実に適応していくことが今後の司法書士制度の維持発展のためには必要不可欠となる。

登記手続や裁判手続のIT化など今後の司法書士業務に大きく影響するものについては、研修その他の機会を通じて会員に適宜情報提供を行う。デジタル技術を活用したオンライン相談の実施など事業のあらゆる場面においてさらなるデジタル化を図っていく。

2. 新しい土地所有法制への対応

所有者不明土地問題を背景として改正された土地所有法制（民法の相隣関係・共有・財産管理・遺産分割・相続財産管理等の改正、相続登記・住所氏名等の変更登記の申請義務化、相続土地の国庫帰属制度の創設など）においては、司法書士が多大な役割を担うことが期待されている。

新しい土地所有法制に適切に対応できるよう、会員に対しては研修等を通じて情報提供を行うとともに、市民に対しては広報活動や相続登記相談センターを中心とした相談窓口の充実を図る。

3. 事務局等の移転

会館等問題の解消に向けて、事務局等を司調センターから移転させる。文書保管や文書決裁手続のデジタル化を進め、より効率的な事務局運営を図る。

第2 経常事業

1. 総務部所管事業

【主な事業】

(1) 綱紀問題への対応

現状の綱紀調査委員数を維持しつつ、今後の件数の増加に対応できる態勢を整える。

(2) 非司法書士問題への対応

非司行為に関しては、総務部及び非司排除委員会において対応していく。

(3) 紛議調停制度の活用

苦情・紛争の当事者に対し、苦情処理委員会をもって対応するとともに、紛議調停制度の利用を促し、紛争解決をめざす。

(4) 関係機関及び関連諸団体への対応

現状の各団体との協力体制を維持し、人員の派遣を継続する。長期相続登記等未了土地解消作業に関しては、必要に応じて適切に対応する。

(5) 会館等問題への対応

新たな事務局体制の構築、スムーズな移転に向けての準備を進める。司調センタービルの処分等の問題について、引き続き他団体と協議していく。

(6) 文書・印刷物の保存に関するデジタル化への対応

事務局移転にあたり文書類の保管場所の確保が重要事項となるが、これまでのような広い倉庫スペースはコスト面からしても望むべくもないため、文書類を紙媒体ではなくデジタル化して保存することにより省スペース化を図っていく。文書規則の改正もあわせて検討する。

(7) 会則等改正の検討

会則等改正検討委員会の設置を継続する。

(8) その他

不在者財産管理人・相続財産管理人候補者の推薦依頼に円滑に対応する。業務賠償責任保険の任意部分の加入を推進する。

2. 経理部所管事業

【主な事業】

(1) 予算及び決算に関する事項

- ① 各部より起案された個別の事業執行に関する回議書について、内容を確認し、支出額を検討・判断する。
- ② 公益法人会計基準に準拠した計算書類を毎月作成し、現況を把握する。また、理事会開催時に前月分決算書にて、予算の執行状況を報告する。
- ③ 各部の予算要求の内容及び金額について検討し、予算書を作成する。

(2) 資産の管理に関する事項

特定資産取扱規則及び令和4年度予算に基づき特定資産の積立て及び取崩しを実施し、安定した財政・資産の維持に備える。

3. 企画部所管事業

【主な事業】

(1) 総合研究委員会における活動

本会のシンクタンクとして、司法や司法書士の制度、法律実務等について調査研究を行う。昨年度に引き続き、①デジタル社会における司法書士業務、②生活困窮者への法的支援、③消費者事件への対応、④相続関連業務、⑤相談技法等をテーマに調査研究を行う。

(2) 鹿児島県司法書士会調停センターの運営

調停センター運営委員会を中心に、調停センターを運営する。会員や関係団体に対する広報を通じて、調停申込み受理数の増加を目指す。調停実施者養成研修会の受講を推進し、調停実施者の養成を図る。オンライン調停の導入に向けて関係規程の整備を行う。

(3) 裁判業務の受託推進

研修部と連携し、一般民事事件や家事事件を中心とした裁判業務に関する研修会を実施する。鹿児島簡易裁判所との意見交換会を企画し、会員の裁判業務に資するよう情報提供に努める。法テラスとの情報交換等を通じて民事法律扶助の活用促進を図る。

(4) 小学生のための法律教室の開催等

法教育推進委員会を中心に、小学生のための法律教室を開催する。高校生のための消費者教育教室については、小冊子の増刷に併せて内容の補訂を行うほか、養護学校（特別支援学校）での開催手順や講義内容について見直しを行う。

(5) 空き家・所有者不明土地問題への対応

他の事業部と連携し、相続手続に関する相談会の開催や自治体・関係機関からの協力要請などに対応していく。

(6) 成年後見制度対策室

成年後見の分野では、第二期成年後見制度利用促進計画が策定され、専門職に寄せられる期待がより一層増している。公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部と連携しながら、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりやその機能強化などに積極的に取り組む。

4. 相談事業部所管事業

【主な事業】

(1) 司法書士総合相談センターの運営

- ① 鹿児島市（司調センター）における固定相談会
毎月第3土曜日 午後1時～午後4時（面談）
毎週月・水曜日 午後1時～午後4時（電話）
- ② 大隅地区司法書士法律相談センターの運営
志布志市役所との共催事業であり、受付・広報・場所は市役所側で対応
 - ・志布志市役所 有明支所
毎月第1火曜日 午後1時～午後3時
 - ・志布志市役所 本庁・志布志支所
毎月第3火曜日 午後1時～午後3時
- ③ 相続登記相談センターの運営
総合相談センター内に設置された、鹿児島県司法書士会相続登記相談センターを運営する（日司連が設置する相続登記相談センター代表電話番号から転送される相談への対応）。
相続登記の申請義務化に向けて、相続登記に特化した相談会の実施を検討する。
- ④ 巡回相談会
司法過疎地域で相談会を行うことにより、司法アクセスの確保及び権利の擁護を図る。
- ⑤ 各種団体等への相談員や人員の派遣又は推薦
鹿児島専門士業団体協議会の相談会
多重債務・自死対策・生活困窮者支援等の相談会
法務局・鹿児島県・各市町村・行政評価事務所・社会福祉協議会・宅地建物取引業協会等が実施する相談会
- ⑥ インターネットを利用した総合相談センターの運営の検討
インターネットを利用した相談の予約、相談会の実施を検討する。

(2) 日司連事業・九州ブロック事業への参画

- ① 南大隅地区司法書士法律相談センターの運営
毎週月曜日 午後1時～午後4時（面談）
- ② 定例相談会（日司連における簡裁管轄司法書士ゼロ地域巡回相談会）
甕島において毎月1回定期的に行う。

第4土曜日 午前11時～午後3時
偶数月 薩摩川内市役所里市民サービスセンター
奇数月 長浜地区コミュニティセンター

③ 九州地区開業支援フォーラムへの参加

(3) 消費生活センターとの情報交換

鹿児島県消費生活センター，鹿児島市消費生活センターと情報交換を行い相互に連携することで，悪質商法等による消費者の被害防止に努める。

(4) 司法書士制度150周年記念相談会の開催

令和4年8月7日に日司連を中心に全国で開催される「司法書士制度150周年記念 全国一斉『遺言・相続』相談会」を当会でも開催する。

5. 広報部所管事業

【主な事業】

(1) 司法書士制度の広報

① 制度広報の充実

- ・「司法書士制度150周年記念 全国一斉『遺言・相続』相談会」
- ・「法の日」無料法律・登記・税務相談会（土地家屋調査士会，税理士会との共催）
- ・成年後見相談会（リーガルサポートとの共催）

以上の相談会開催を告知・広報するなかで，あわせて，相続登記・住所氏名等の変更登記の申請義務化，空き家・所有者不明土地問題，相続登記未了問題等において，司法書士が担う業務について，積極的に広報活動を行う。

報道機関，市町村など向けに司法書士の執務内容や公益的活動をテーマにしたニュースリリースや本会事業の告知・取材依頼を行うなど，パブリシティ広報にも取り組む。

② 会報の発行

会員間の情報共有を充実させることを重視し，もって会員の一体感の醸成に資することを目的として年2回発行する。

③ ホームページの運営

一般向けホームページについては，各種相談会等のイベントに関する情報等を適切なタイミングで掲載していくものとする。

会員専用ページにおいては，より使いやすいものとなるよう，会員の意見・要望を聞きながら，必要に応じて改善を進めていく。

(2) 法教育活動の実施

① 高校生のための消費者教育教室

若年層への正しい法律知識の普及及び司法書士の存在と役割の広報を目的として「高校生のための消費者教育教室」を開催する。

② 市民のための法律教室

公民館や社会福祉協議会等で実施される各種講座への講師派遣を必要に応じて行う。

6. 研修部所管事業

【主な事業】

(1) 研修会の企画・運営

① 集合研修会

司法書士制度，司法書士の職責，倫理及び社会貢献に関する研修会
業務上・実務上の知識・技術の習得を主たる目的とする研修会

② 年次制研修会

司法書士倫理の保持を目的として，「日司連会員研修規則」に基づき単位会で実施する特定の会員向け研修会

対象となる会員

- ・司法書士名簿への登録日（再登録の場合は直近の登録日）の翌日から起算して，毎年4月1日において（1）満3年，（2）満8年及び以後5年の倍数を加えた年に達する会員（日司連会員研修規則第7条）

③ ブロック別研修会

総合研究委員会と連携し実施する研修会

委員会内の各部会が研究したテーマを題材とし，委員・参与等が各ブロックに出向き講師を務める。

研修方式（集合・Web配信）についての検討を行う。

④ 新人研修会

新規登録（予定）者を対象に，司法書士会の制度や司法書士制度への理解を深め，さらには，業務を行う上で必須となる接遇を身につけることを目的とする研修会

⑤ 入会5年以内会員向け研修会

入会5年以内の会員を対象に，司法書士実務に必要な具体的知識及び倫理の習得を促し，さらに，会員と指導員司法書士（チューター）との実務や精神面についての継続的なサポート体制を構築することにより入会歴の浅い会員の孤立化を防ぐことを目的とする研修会

日司連による新入会員研修プログラムに基づいて本研修を実施する。

⑥ 配属研修

日司連等が主催する新人研修会終了後に，新規登録（予定）者を対象に実務や司法書士の執務姿勢等を習得させることを目的とする研修（受講者は新規登録（予定）者の内，希望者のみ）

⑦ その他の研修会

- ・日司連が実施する同時配信研修会
- ・Web配信方式を活用した研修会

- ・他団体と共催する研修会等
- ・補助者研修会

(2) 研修事業に関する企画・運営

① 充実した研修会の企画

所有者不明土地問題や民事裁判IT化等，様々な変革への迅速な対応を余儀なくされる会員の研修ニーズに応えられるよう，幅広く，時宜に適ったテーマや講師による研修会を企画する。また，研修義務化や「司法書士倫理」の改正と，「倫理」の重要性が増していることに鑑みて，倫理研修をよりいっそう充実させる。

② 研修単位取得義務化への対応

令和2年度より，日司連会員研修規則に定める「1実施年度（4月1日から翌年3月31日まで）に12単位以上（甲類8単位以上，うち倫理2単位以上）」の研修単位の取得が義務化された。これに対応するため，Web配信方式を活用し，平日夜の研修会を開催する等，参加方法や研修内容の多様化を図ることにより，研修機会の拡充と会員の研修参加を促進する。機会均等の観点から，Web配信方式による研修受講が出来ない会員へのフォローを検討する。

一向に改善がなされない単位未取得者（特に0単位）については，改めて対応の検討を講ずる。

③ 研修会等の情報提供

執行部日より，本会ホームページ及びメール等を利用し，開催される研修会の案内を行う。また，日司連，九州ブロック，他の単位会等が主催する研修会や日司連eラーニング，研修ライブラリー，研修用DVDに関する情報を提供することで，会員の研修参加を促進する。

④ 単位管理

研修委員会において，会員の取得単位の管理を行い，単位不足会員に対する通知等で研修の受講及び単位の取得を促進する。

⑤ アンケートの利活用

（Web配信による研修会の際に募っている）アンケートに対する回答を以後の研修会にフィードバックする。

研修会名	令和4年度予定	令和3年度実績
集合研修会	5回	5回
補助者研修会（※1）	1回	0回
ブロック別研修会	6ブロックを予定 （研修方式は未定）	Web 2回 集合 2ブロック
新人研修会	1回	1回
入会5年以内会員向け研修会	1回	1回
日司連同時配信研修会	適宜	1回
Web配信研修会	適宜	3回
年次制研修会	2回（大島支部開催なし）	3回（大島支部開催あり）※2
配属研修	未定	3名

※1 平成27年度より隔年で実施している。

※2 その他，日司連研修総合ポータルを利用。

令和4年度研修会予定

研修会名	開催予定日
第1回集合研修会	令和4年 7月16日（土）
第2回集合研修会	令和4年 9月17日（土）
第3回集合研修会	令和4年10月 8日（土）
第4回集合研修会	令和5年 1月14日（土）
第5回集合研修会	令和5年 2月18日（土）
補助者研修会	日程未定
ブロック別研修会	令和4年11月 予定
新人研修会	令和5年 3月 予定
入会5年以内会員向け研修会	令和5年 3月 予定
年次制研修会（年2回）	日程未定

※具体的なテーマ，講師については未定である。なお，各研修会の開催回数及び開催予定日は，変更する可能性がある。

※上記以外にも，必要に応じ，Web配信方式による研修会や日司連が実施する同時配信研修会を実施する場合がある。